

議案第 52 号

太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 月 1 日 提出

太宰府市長 楠田大蔵

理 由

条例施行後 21 年を迎えるに当たり、適用期間の 3 年延長を行うため、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

## 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例

〔令和　　年　　月　　日  
　　条　　例　第　　号〕

太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 6 年 5 月 22 日」を「令和 9 年 5 月 22 日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。